

薬生食監発 0420 第 3 号
令和 3 年 4 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

有毒植物による食中毒防止の徹底について

例年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物の誤食による食中毒が多く発生しています。

つきましては、各都道府県等におかれては、厚生労働省で作成したリーフレットや自然毒のリスクプロファイル等を活用するなどにより、食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」よう注意喚起を行うようお願いいたします。

注意喚起を行う際には、例年、患者の多くを高齢者が占めていることに鑑み、地域広報誌等の高齢者の目にもとまりやすい各種メディアの活用や高齢者施設等の関係団体を通じ、継続的に行っていただくようお願いいたします。また、過去には有毒植物の苗が野菜の苗として販売されていた事例も報告されていることから、必要に応じ、農林部局等関係部局とも連携し、事業者に対する監視指導を行うようお願いいたします。

参考) 厚生労働省ホームページ

- 有毒植物による食中毒に注意しましょう
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yuudoku/index.html)
- 自然毒のリスクプロファイル
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html)